鹿児島工業高等専門学校広報センター規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校(以下「本校」という。) に、広報センターを置く。

(業務)

- 第2条 広報センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 学校要覧、高専だよりその他本校が発行する広報誌の作成、取りまとめ等に関すること。
 - (2) ホームページに関すること。
 - (3) 報道機関との連携に関すること。
 - (4) その他広報に関すること。

(組織)

- 第3条 広報センターに、次に掲げる職員を置く。
 - (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) その他校長が必要と認める職員
- 2 前項の職員に関し必要な事項は、鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程に定めるところによる。

(事務)

第4条 広報センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、広報センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。